

学校法人京都産業大学情報取扱に関する対策基準

制 定 平成18年4月1日

最近改正 平成22年10月1日

(趣旨)

第1条 この対策基準は、学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ規程（以下「規程」という。）第4条に基づき、学校法人京都産業大学の設置する学校（以下「学校」という。）において、デジタル的に記録された情報（以下「情報」という。）を学校内の情報システムを利用して取り扱う際に、情報の安全を保つための基本的な事項を定める。

2 個人情報の取り扱いに関しては、学校法人京都産業大学個人情報保護規程で定めるものの他、本対策基準で定めるものとする。

(対象)

第2条 この対策基準の対象者は、規程第3条で定めるすべての利用者とする。

2 適用される情報は、以下のとおりとする。

- (1) サーバ等の情報システム機器に保存された情報
- (2) 記録媒体に保存された情報
- (3) ネットワークで通信される情報
- (4) 情報システムから出力された情報

(脅威)

第3条 この対策基準で想定する脅威は、以下のとおりである。

- (1) 情報の漏洩
- (2) 情報の改ざん
- (3) 情報の破壊

(管理責任)

第4条 所属で取り扱う情報は、その所属のネットワークセキュリティ所属管理責任者が管理責任を負う。

2 構成員が自ら所管する情報は、構成員自身が管理責任を負う。

3 前各項の定めにかかわらず、特に他の諸規程等で取り扱いが定められている情報は、その定めに従うものとする。

(対策基準)

第5条 情報の管理責任者の対策基準は、以下のとおりとする。

- (1) それぞれの情報について内容及び重要度に応じて、情報にアクセス可能な利用者を定め、それ以外の者のアクセスを禁止する対策を施さなければならない。
 - (2) 情報を公開する場合は、改ざんへの対策を施さなければならない。また、改ざんを受けた場合は、速やかに回復できるように対策を施さなければならない。
- 2 情報を取り扱うすべての構成員の対策基準は、以下のとおりとする。
- (1) アクセスが制限された情報に、定められた権限を越えて参照、複製、書換え及び消去等の操作をしてはならない。
 - (2) 機密情報を取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 機密情報をコンピュータ等の機器で扱う場合、第三者が操作又は画面を閲覧できないよう対策を施さなければならない。

イ 機密情報を印刷する場合、その印刷物を第三者の目に触れる状態で放置してはならない。

ウ 機密情報を第三者に開示する必要がある場合は、情報の管理責任者の許可を得なければならない。また、通信する場合は、暗号化等安全な手段で伝えなければならない。

エ 機密情報は原則として学校外に持ち出してはならない。

オ 相当な理由があり、機密情報が記録された記録媒体やコンピュータ等の機器を学校外へ持ち出す場合、情報の管理責任者の許可を得なければならない。また、管理を厳重に行い、情報が漏洩しないよう対策を施さなければならない。

カ 機密情報を外部委託等を開示する必要がある場合は、守秘義務契約等を結ばなければならない。

キ 不要になった情報は速やかに消去しなければならない。

ク 機密情報を含む記録媒体やコンピュータ等の機器、印刷物等を破棄する場合、情報の内容が永続的に認識できない状態で破棄しなければならない。

(3) 機密情報以外の情報についても、前号を参考にして、その秘密性に応じて適切に取り扱わなければならない。

3 機密情報を取り扱うサービス提供者、サーバ管理者及びネットワーク管理者の対策基準は、以下のとおりとする。

(1) 機器を設置する場所は、許可を受けていない第三者が容易に近づけないよう対策を施さなければならない。

(2) 公開制限情報を保存するサーバ及びネットワークシステムの利用は、許可された者だけに制限しなければならない。

(3) 適切にアクセス権を設定し、不正アクセスから保護するための対策を施さなければならない。

(4) サーバ及びネットワークシステムを円滑かつ安全に運用するため、システム障害、事故及び災害等による被害を最小限にするための対策を施さなければならない。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会で決定する。

附 則

この対策基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。